

地域交通体系再編支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、地域交通体系再編支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「地域交通体系再編計画」とは、市町村内公共交通体系の再編計画をいい、申請市町村における次の各号の内容をいずれも含み、申請市町村全域を対象としたものをいう。

- 1 地域交通体系の現状・課題
- 2 地域交通体系の再編内容
- 3 再編後の効果及び目標値
- 4 実施スケジュール(アクションプラン)

(交付目的)

第3条 県は、市町村が地域の実情に応じた生活交通体系の再構築を図ることで住民の利便性と公共交通事業の効率性を向上させるための取り組みを支援し、もって県内地域交通の確保、維持及び改善を図ることを目的として本補助金を交付する。

(補助対象者)

第4条 本補助金の対象者は、県内市町村とする。

(補助金の交付)

第5条 県は、第3条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を実施する前条に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第1欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の合計額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第2欄に定める率を乗じて得た額以下とする。
- 3 本補助金の額の上限は、別表の第3欄に掲げる額とする。
- 4 事業実施期間は、本補助金の交付を受けた日から最長12か月とする。
- 5 本補助金とは別に又は過去に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 6 産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
- 7 本補助金は1市町村につき1回に限り交付する。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、地域づくり推進部長が別に定める日までに行わなければ

ならない。

- 2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号並びに様式第 2-1 号及び第 2-2 号によるものとし、規則第 5 条第 3 号に掲げる書類は別に定める書類とする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第 7 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して 30 日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第 3 号によるものとする。
- 3 知事は、前条の規定による申請を受けたときは、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第 8 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- 2 第 7 条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。
 - 3 規則第 12 条第 3 項の申請書に添付すべき書類は、第 6 条第 2 項の例によるものとする。

（進捗状況報告の時期等）

第 9 条 本補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の交付決定を受けてから 6 か月経過後における補助事業の進捗状況をその 15 日以内に、様式第 4 号により知事に報告しなければならない。ただし、本補助金の交付決定を受けてから 6 か月経過までに補助事業を完了、中止又は廃止したときは、この限りではない。

（現地調査等）

第 10 条 知事は、前条の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について、職員に現地調査等を行わせることができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

（実績報告の時期等）

- 第 11 条 規則第 17 条第 1 項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 15 日を経過する日までに行わなければならない。
- 2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 5 号及び様式第 2-1 号によるものとする。
 - 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下

「実績報告控除税額」という。) が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械及び器具
(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

- 3 規則第25条第2項の規定による承認を受けるに当たっては、処分の事前に様式第7号により申請するものとする。

- 4 第8条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和元年7月12日から施行し、令和元年度事業から適用する。

(事前着手の特例)

- 2 市町村は補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、市町村において、平成31年度当初予算に当該事業に係る予算を計上している場合はこの限りでない。

別表

1 補助対象事業及び補助対象経費	2 補助率	3 補助金上限額
(1) 計画策定のための各種調査費・計画書作成費 地域のデータ収集・分析費、住民アンケート実施費、計画書作成費、先進地視察費、研修会参加費 等		
(2) 協議会、検討会等の開催費 委員謝金・旅費、専門家謝金・旅費、会議資料印刷費 等		
(3) 共助交通導入検討費 実証運行に伴うガソリン代、保険代、車両リース代 等	3分の1	2,000 千円
(4) ドライバー確保対策費 ドライバー募集に係る経費、運行に必要な免許・資格取得費、研修・教育に要する経費 等		
(5) 再編路線の利用促進費 路線再編の告知チラシ印刷費、再編路線のお試し乗車券発行費 等		
(6) タクシー助成費 乗用タクシー利用に係る助成に要する費用 ただし、第2条に規定する「地域交通体系再編計画」の策定に伴い実施する以下のいずれかの実証実験に係るタクシー助成費用に限る。 ①バスからの切り替えに伴い新たに又は上乗せして支給するタクシー助成 ②移動困難者（限界集落及び準限界集落並びに市町村が定める公共交通空白地の75歳以上の者）を対象として新たに又は上乗せして支給するタクシー助成※ ③タクシー相乗り促進のために上乗せ支給する新たなタクシー助成	2分の1	1,000 千円
※補助対象は上記の移動困難者であるが、実証実験の際、それ以上の対象範囲を設定しても差し支えない。		

様式第1号（第6条、第8条関係）

地域交通体系再編支援補助金事業計画書

1 当該地域の公共交通の現状及び問題点

2 目指す交通計画像

※タクシー助成への補助を活用する場合はバスとタクシーの役割分担も記載してください。

3-1 計画策定に必要な事業内容

3-2 タクシー助成実証実験の内容

※タクシー助成への補助を活用しない場合は記載する必要はありません

4 実施体制

5 スケジュール

NO	実施項目	時期

※3-1で記載した事業内容をどのようなスケジュールで実施するのか記載してください。

6 拠助金申請額（円単位で記入）

(1) 計画策定、ドライバー確保、再編路線の周知関係

円×1／3=_____ 円（千円未満切捨）

▲補助対象経費の合計額 ▲上限額：200 万円

(2) タクシー助成関係

円×1／2=_____ 円（千円未満切捨）

▲補助対象経費の合計額 ▲上限額：100 万円

(3) 合 計 _____ 円（千円未満切捨）

7 拠助事業の期間

年 月 日まで

※1：本拠助金の交付を受けたから最長12か月

※2：拠助事業の期間は余裕をもって設定すること（期間を延長するときは、期間終了前に変更手続きが別途必要となる）。

8 他の拠助金の活用の有無

有 無

※他の拠助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに「レ」をすること。

※「有」の場合は、活用する拠助金名やその事業内容、当該拠助金に係る問い合わせ先（拠助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

9 添付書類

次に掲げる書類を各1部添付すること（添付したら□に「レ」をすること）。

補助事業の収支予算書（様式第2号-1）

市町村営バスの概要（路線、ダイヤ等）が分かる資料

※補助対象経費に県外企業への委託費がある場合に必要な書類

県外発注理由書（様式第2号-2）

様式第2-1号(第6条、第8条関係)

地域交通体系再編支援補助金収支予算(決算)書

1 収入の部

(単位:円)

	金額	備考
市町村予算		
県補助金①		補助対象経費の合計①×1／3以下であること(補助上限2,000千円、千円未満切捨)
県補助金②		補助対象経費の合計②×1／2以下であること(補助上限1,000千円、千円未満切捨)
県補助金合計①+②		
その他		
合計		補助対象経費の合計と一致すること

2 支出の部

(単位:円)

区分	経費区分	内 容 (名称、単価、数量を記載、委託費は委託先住所を記載)	補助対象経費	備考
計画策定、ドライバー確保、再編路線の周知				
	合計①			
タクシー助成				
	合計②			
合計①+合計②				

(注意)

県外企業に発注する委託費があるときは、様式第2-2号(県外発注理由書)にその理由を記載すること(補助金交付申請、変更申請時のみ)。

様式第2-2号(第6条、第8条関係)

県外発注理由書

様式第3号（第7条関係）

番 号
令和 年 月 日
様

鳥取県知事

地域交通体系再編支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった地域交通体系再編支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 算定基準額 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、地域交通体系再編支援補助金交付要綱（令和元年 月 日付第 号鳥取県地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第5条第2項及び第7条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

鳥取県知事

様

報告者 所 在 地

自治体名

代表者名

地域交通体系再編支援補助金事業進捗状況報告書

年 月 日付第 号により交付決定通知があった上記事業に係る 年 月
日現在の遂行状況について、地域交通体系再編支援補助金交付要綱第11条の規定によ
り、下記のとおり報告します。

記

補助事業の進捗状況

1 事業実施状況

2 今後の予定

様式第5号（第11条関係）

地域交通体系再編支援補助金事業実施報告書

実績概要

<p>1 本事業の実施日程</p> <p>〔開始日〕 年 月 日</p> <p>〔終了日〕 年 月 日</p>
<p>2 実施結果（計画書に記載した取組内容の項目に沿って、取組内容を具体的に記載すること。当初計画からの変更点があれば、変更内容・経緯等についても記載する。）</p>
<p>3 目標達成状況（計画書に記載した取組目標の項目に沿って、取組目標の達成状況を記載すること。当初計画からの変更があれば、変更内容・経緯についても記載する。）</p>
<p>4 今後の展開及び課題</p>

様式第6号（第11条関係）

年　月　日

鳥取県知事様

所 在 地

自治体名

代表者名

印

年度仕入控除税額確定報告書

地域交通体系再編支援補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額	金	円
(2) 補助対象経費の額	金	円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

金	円
---	---

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金	円
---	---

4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）

1 の (1)		
$(3 - 2) \times \frac{1 の (1)}{1 の (2)}$	金	円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第7号（第12条関係）

年　月　日

鳥取県知事　様

住所
自治体名
代表者名

印

取得財産処分承認申請書

地域交通体系再編支援補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、地域交通体系再編支援補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり申請します。

記

品目及び取得年月日	
取得価格及び時価	
処分の内容	